



食物アレルギーについて

<製薬衛生担当>

○食物アレルギーとは

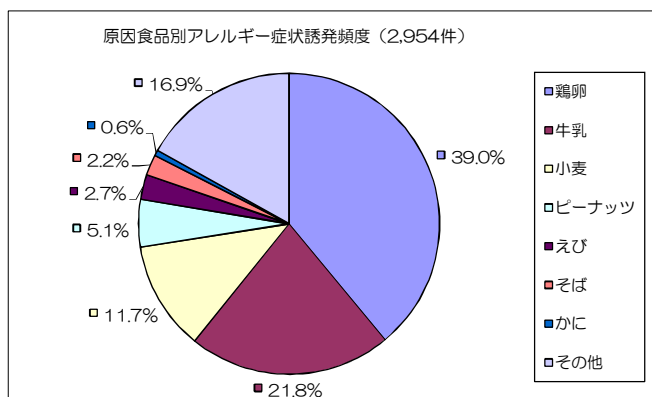
食物アレルギーとは、特定の食物を摂取したときに、免疫のシステムが食物（に含まれるタンパク質等）を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすことです。主な食物アレルギーの症状は、かゆみ・じんましん・唇やまぶたの腫れ・嘔吐・咳・喘鳴などがあります。重篤な場合、意識障害・血圧低下でショック状態（アナフィラキシー）となり、最悪の場合、命を失ってしまうこともあります。食物アレルギーに対する有効な治療法はないため、原因となっている食物の摂取を必要最小限にし、アレルギー反応を起こさないようにすることが最も重要になります。

我が国における食物アレルギー体質をもつ方の正確な人数は把握できていませんが、全人口の1～2%（乳児に限定すると約10%）の方々が何らかの食物アレルギーをもっているものと考えられています。（消費者庁ホームページより）

○食物アレルギーの原因食品

食物アレルギーで最も多い原因食品は鶏卵で、次いで牛乳、小麦となっています。この3つの食品で食物アレルギー全体の7割以上を占め、3大アレルギー原因食品と言われています。

小児と成人では原因となる食品に違いがあり、小児では、鶏卵、牛乳、小麦が多く、成人では鶏卵、牛乳は少なく、甲殻類、魚類、果物類が多くなります。そば、落花生（ピーナッツ）等は、鶏卵、牛乳、小麦と比較するとアレルギーの頻度は高くないものの、アナフィラキシーを起こすことがあり、十分な注意が必要となります。



平成23年即時型食物アレルギー全国モニタリング調査

○アレルギー物質の食品表示

平成27年4月1日に新たに食品表示法が施行され、アレルギー物質を含む食品の表示制度が規定されました。食品表示法では食物アレルギーの原因となる食品を指定し、重篤度・症例数の多い7品目「特定原材料」については表示を義務付けし、過去に一定の頻度で健康被害が見られた20品目「特定原材料に準ずるもの」については表示を奨励するなど、食物アレルギー体質をもつ方に対して情報提供を行っています。「特定原材料」及び「特定原材料に準ずるもの」は下の表のとおりです。

規 定	名 称	備 考
表示義務 「特定原材料」	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。
表示を奨励 「特定原材料に準ずるもの」	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。

○アレルギー物質を含む食品の検査

当センターでは食物アレルギーによる健康危害の発生を防止するため、徳島県食品衛生監視指導計画に基づいて食品に含まれるアレルギー物質の検査（確認試験）を実施しています。確認試験では卵、乳の場合にはウエスタンブロット法、小麦、そば、落花生、えび、かにはPCR法を使用し、アレルギー物質の確認を行います。

今後も定期的に検査を実施することにより、徳島県の食の安全・安心の確保に貢献していきたいと考えています。

○参考

消費者庁 アレルギー表示とは

(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin425_2.pdf)

消費者庁 アレルギー物質を含む食品に関する表示 Q&A

(<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1088.pdf>)

消費者庁 加工食品のアレルギー表示

(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin18_1.pdf)